

## 川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）に係る計画段階 環境配慮書に対する神奈川県知事宛て市長意見の公表について（お知らせ）

標記事業に係る市長意見について神奈川県知事から照会があり、これを令和6年8月28日付けで提出するとともに、同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。

### 1 事業者の名称

事業者の名称：株式会社レゾナック

代表者の氏名：代表取締役社長 高橋 秀仁

主たる事務所の所在地：東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

### 2 対象事業の名称、種類及び規模

名称：川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）

種類：発電所（火力発電所）の更新

規模：出力17万キロワット

### 3 対象事業実施区域

川崎市川崎区扇町5-1

### 4 市長意見の公表

令和6年8月28日（水）

### 5 事業者問合せ先

住所：〒210-0867 川崎市川崎区扇町5-1

名称：株式会社レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所総務部総務グループ

電話番号：044-322-6813（土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時～午後5時）

#### 問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課

電話（044）200-2156

ファクス（044）200-3921

電子メール 30kanhyo@city.kawasaki.jp

川崎事業所（扇町地区）火力  
発電設備リプレイス計画（仮）に係る  
計画段階環境配慮書に対する市長意見

令和6年8月

川 崎 市

## 川崎市長意見

「川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）」（以下「対象事業」という。）に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見の作成に際して、当市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。

### 1 全般的事項

対象事業は、株式会社レゾナック川崎事業所（扇町地区）の火力発電所のボイラー・タービン発電機4号機を廃止して、都市ガス及び水素を燃料とする火力発電所へ更新（リプレース）するものであり、二酸化炭素排出量を削減し、水素は新設のパイプラインにより供給、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料を都市ガス及び二酸化炭素の発生がない水素とすることで二酸化炭素排出量を現在より年間24万トン以上削減する目標としているものの、運転開始時における水素の燃料混焼率は30%容積であることから、2050年のカーボンニュートラル社会実現に向けて水素の燃料混焼率を高めるよう努める必要がある。また、川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないことから、燃焼条件等の検討の際には窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた対象計画を策定する必要がある。

計画段階環境配慮書に示されている複数案から対象計画を策定するに当たっては、大気環境及び景観を始めとする様々な環境要素を考慮し、総合的な見地に立って判断するとともに、策定の経緯について明らかにする必要がある。

## 2 計画段階配慮事項

- (1) 対象事業では、新たな技術の導入を想定していること、燃焼条件等により大気環境に与える影響が大きく異なることから、プラント設計の詳細を明らかにし、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）等において大気環境の環境保全措置を含めた詳細な予測・評価に繋げる必要がある。

復水器の冷却は冷却塔により行うため、冷却塔の設置基数が現在よりも増加し、風向、風速、温度・湿度などの気象条件によっては、京浜運河等を通航する船舶や近隣道路を通行する自動車の交通に影響を及ぼすことが懸念されることから、方法書等において「水蒸気白煙」が与える影響について検討する必要がある。

- (2) 煙突にあっては、時間帯、天候などの条件を踏まえて、高さだけではなく配置や形状、色彩等についても検討する必要がある。
- (3) 緑化計画の策定に当たっては、方法書等において事業実施想定区域内の緑化面積等の状況を定量的に明らかにするとともに、現況調査結果を十分に勘案する必要がある。敷地外に緑化地を確保する場合にあっては、その選定理由を明らかにする必要がある。
- (4) 動物の生息状況の調査に当たっては、重要な種の営巣・繁殖状況等を正確に把握するため、動物の活動時間を踏まえるとともに、四季のみではなく中間的季節を含んだ詳細な現地調査を行う必要がある。

## 参考

### ○ 環境影響評価に関する手続経過

令和6年	6月11日	事業者から計画段階環境配慮書の送付及び意見を求める旨の予告文受領
	7月2日	市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
	7月4日	計画段階環境配慮書の受理 事業者から市長意見に係る依頼
	7月5日	環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の公告及び縦覧開始 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
	8月5日	環境影響評価法に基づく縦覧終了及び意見書の締切日
	8月21日	審議会から市長宛て答申
	8月28日	市長意見を神奈川県知事及び事業者宛て送付

### ○ 審議経過

令和6年	7月2日	市長から審議会に配慮書に対する市長意見作成のための審査について諮問
	7月2日	現地視察
	7月17日	審議会（事業者説明及び審議）
	8月21日	審議会（答申案審議）